

東日本大震災で**自動車**が被害に遭われた方へ

〔 普通自動車、バス、トラック等
（軽自動車以外の自動車）編 〕

国土交通省 総務省 財務省 国税庁 金融庁

東日本大震災によって自動車が被災した場合には



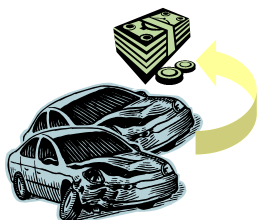
滅失し又は損壊した自動車には、**自動車税**は課されません。

※仮に納税通知書が送られてきた場合は、都道府県庁にお問合せ下さい。



車検証上の所有者の方は**自動車重量税**の特例還付が受けられます。

5ページへ



販売業者や整備事業者が保管中に被災した自動車は、**自動車重量税**が全額還付されます。

7ページへ

被災した自動車を買換えた場合、
買換えた自動車について・・・



所有者等の方は、**自動車取得税**が非課税になります。

9ページへ

所有者等の方は、**自動車税・軽自動車税**が非課税になります。

10ページへ

車検証上の使用者の方は、**自動車重量税**が免税になります。

11ページへ

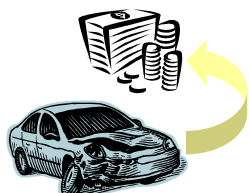
法人又は事業者の場合、**特別償却**を行うことができます。

12ページへ



所得税等について、自家用車の雑損控除（特例）や被災事業用資産の損失の特例が受けられます。法人税について、震災損失の繰戻還付の対象となります。

13ページへ



自賠責保険及び**任意保険**の保険料が返還される場合があります。

15ページへ

①抹消登録（自動車の所在がわからない場合・自治体に処分を依頼した場合）

○運輸支局等で抹消登録をします。

（参考）24ページ
運輸支局等一覧

※車検証上の所有者の方が、手続きをします。

※所有者の方がお亡くなりになっている場合、その相続人の方が手続きをします。

<必要書類等>

□ 抹消登録申請書（様式1）

（既に一時抹消登録をしている場合は、解体等届出書（抹消登録申請書と同一様式））

□ 印鑑登録証明書・実印

□ 被災したことの証明に必要な書類

・市町村が発行する罹災（りさい）証明書

罹災証明書

（車検証上の所有者の方がお亡くなりになっている場合）

（□） 戸籍謄本（所有者の方との関係が分かるもの）

戸籍謄本

（既に一時抹消登録をしている場合）

（□） 登録識別情報等通知書

（代理申請をする場合）

（□） 代理申請に係る委任状

※ 自動車検査証やナンバープレートをお持ちの方は持参してください

申請に必要な書類や情報が無い場合には

自動車検査証を紛失	申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請を受け付けています。
印鑑登録証明書が取得困難、実印を紛失	次の書面の提出及び提示をもって代えることができます。 ①所有者本人からの申請の場合 所有者の署名及び本人確認書面（免許証等の身分証明書） ②代理人による申請の場合 所有者が署名した委任状及び所有者の本人確認書面の写し 並びに代理人の本人確認書面（免許証等の身分証明書）
罹災証明書の入手が困難	申請人の <u>申立書（様式2）</u> をもって罹災証明書に代えることができます。 なお、被災地域以外において登録されている自動車に係る申請については、震災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な記載が必要となります。

※自治体に処分を依頼した場合、自治体によっては、上記の他に処分の委託などの書面を求められることがあります。

※被災自動車を自治体が保管している場合であっても、所有者による抹消登録手続きが必要となります。なお一定期間手続きを行わず、自治体が被災自動車の処分を行った場合は、国において抹消登録を行います。（職権抹消登録）

②抹消登録（自分で処分を行う場合）

○リサイクル業者へ引き渡す必要があります。

○運輸支局等で抹消登録をします。

(参考)24ページ
運輸支局等一覧

※車検証上の所有者の方が、手続きをします。

※所有者の方がお亡くなりになっている場合、その相続人の方が手続きをします。

<必要書類等>

抹消登録申請書（様式1）

（既に一時抹消登録をしている場合は、解体等届出書（抹消登録申請書と同一様式））

自動車検査証（車検証）

車検証

印鑑登録証明書・実印

ナンバープレート前後2枚



被災したことの証明に必要な書類

・市町村が発行する罹災（りさい）証明書

罹災証明書

（車検証上の所有者の方がお亡くなりになっている場合）

戸籍謄本（所有者の方との関係が分かるもの）

戸籍謄本

（既に一時抹消登録をしている場合）

登録識別情報等通知書

（代理申請をする場合）

代理申請に係る委任状

申請に必要な書類や情報が無い場合には

自動車検査証を紛失	申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請を受け付けています。
印鑑登録証明書が取得困難、実印を紛失	次の書面の提出及び提示をもって代えることができます。 ①所有者本人からの申請の場合 所有者の署名及び本人確認書面（免許証等の身分証明書） ②代理人による申請の場合 所有者が署名した委任状及び所有者の本人確認書面の写し並びに代理人の本人確認書面（免許証等の身分証明書）
罹災証明書の入手が困難	申請人の申立書（様式2）をもって罹災証明書に代えることができます。 なお、被災地域以外において登録されている自動車に係る申請については、震災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な記載が必要となります。

自動車重量税の特例還付

(参考)24ページ
運輸支局等一覧

○抹消登録の手続がされた被災自動車については自動車重量税の特例還付が受けられます。

- ・平成25年3月31日までの間に運輸支局等の窓口申請してください。
 - ・抹消登録又は滅失・解体の届出手続が済んでいない場合は、ナンバープレートを管轄する運輸支局等で、それらの手続と還付申請書の提出をあわせて行ってください。
- ※所有者の方がお亡くなりになっている場合、その相続人の方が手続をします。

<必要書類>

□ 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付申請書(様式3)

(車検証上の所有者の方がお亡くなりになっている場合)

□ 戸籍謄本(所有者の方との関係が分かるもの)

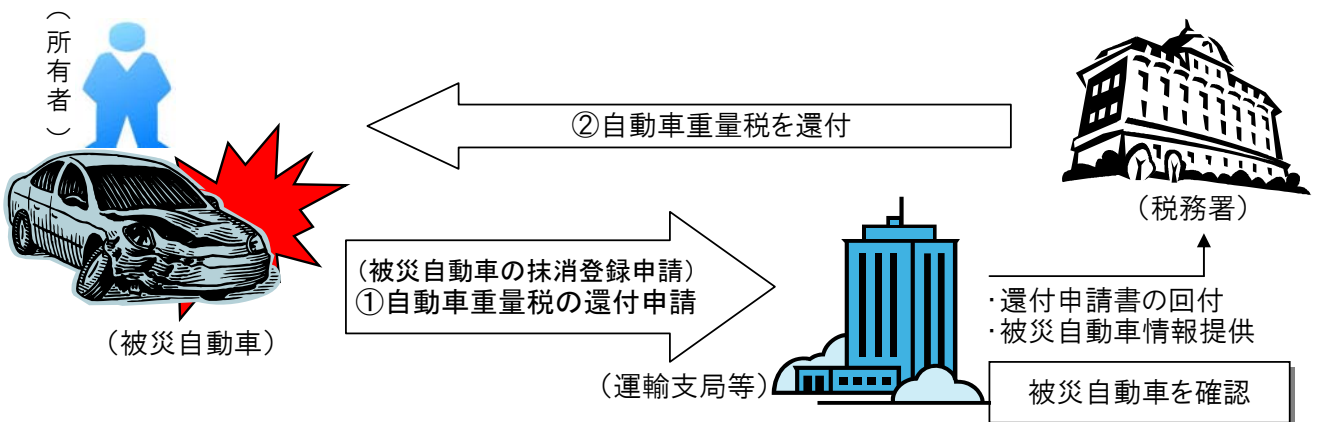
戸籍謄本

(代理申請や代理受領をする場合)

□ 代理申請・代理受領に係る委任状

(参考) 自動車重量税の特例還付とは

東日本大震災による津波被害等により、多くの自動車が滅失、又は使用不可能な状態にあるため、被災自動車については、東日本大震災の日(平成23年3月11日)から車検期間満了日までの期間に相当する自動車重量税の還付を受けられることとなりました。(平成25年3月31日までの特例)



還付金の計算方法

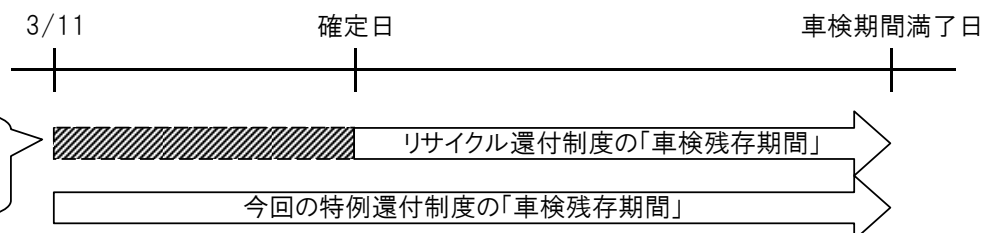
還付金額 = 納付した自動車重量税額 ÷ 車検証有効期間 × 車検残存期間

(注) 車検残存期間 = 平成23年3月11日から車検有効期間満了日までの月数

ただし1月に満たない
端数は切り捨て

現行のリサイクル還付との違い

この差の分だけ、特例還付の方が還付金が大きくなります。



※自動車に二輪車は含まれません。
※この制度による還付金には、還付加算金は加算されません。

既に自動車重量税のリサイクル還付の手続きが済んでいる方

○リサイクル還付と特例還付の差額の還付が受けられます。

・平成25年3月31日までの間に運輸支局等の窓口申請してください。

<必要書類>

□ 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付申請書（様式3）

（車検証上の所有者の方がお亡くなりになっている場合）

（□） 戸籍謄本（所有者の方との関係が分かるもの）

（□） （代理申請や代理受領をする場合）

代理申請・代理受領に係る委任状

戸籍謄本

（参考）リサイクル還付と特例還付の差額還付

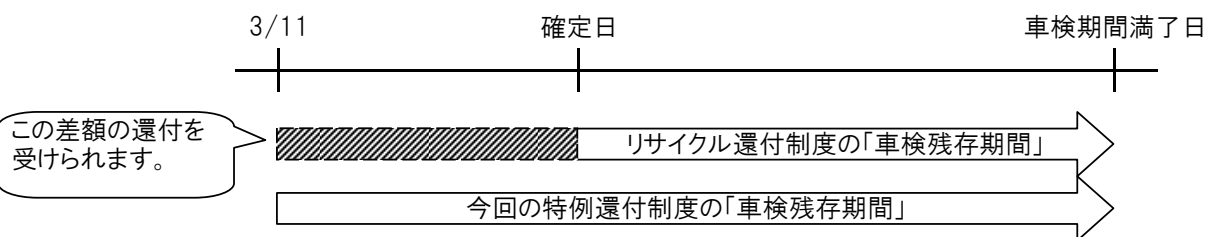
被災自動車について、震災特例法（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律）が施行される前に既にリサイクル還付手続を行っている場合には、特例還付との差額が還付されます。

差額還付金の計算方法

還付金額 = 納付した自動車重量税額 ÷ 車検証有効期間
× （平成23年3月11日から車検有効期間満了日までの月数） - リサイクル還付による還付金額

ただし1月に満たない
端数は切り捨て

リサイクル還付と特例還付との違い



災害減免法に基づく自動車重量税の全額還付

○自動車重量税納付後、業者（自動車の販売業者・分解整備業者）が保管中に被災した場合、災害減免法が適用され、納付した自動車重量税は全額還付されます。

※この制度の適用がある場合には、P.5の「自動車重量税の特例還付制度」は受けられません。
※この制度は、「自動車重量税の特例還付制度」の対象とならない二輪車（届出軽自動車を含む）も還付の対象となります。

<手続>

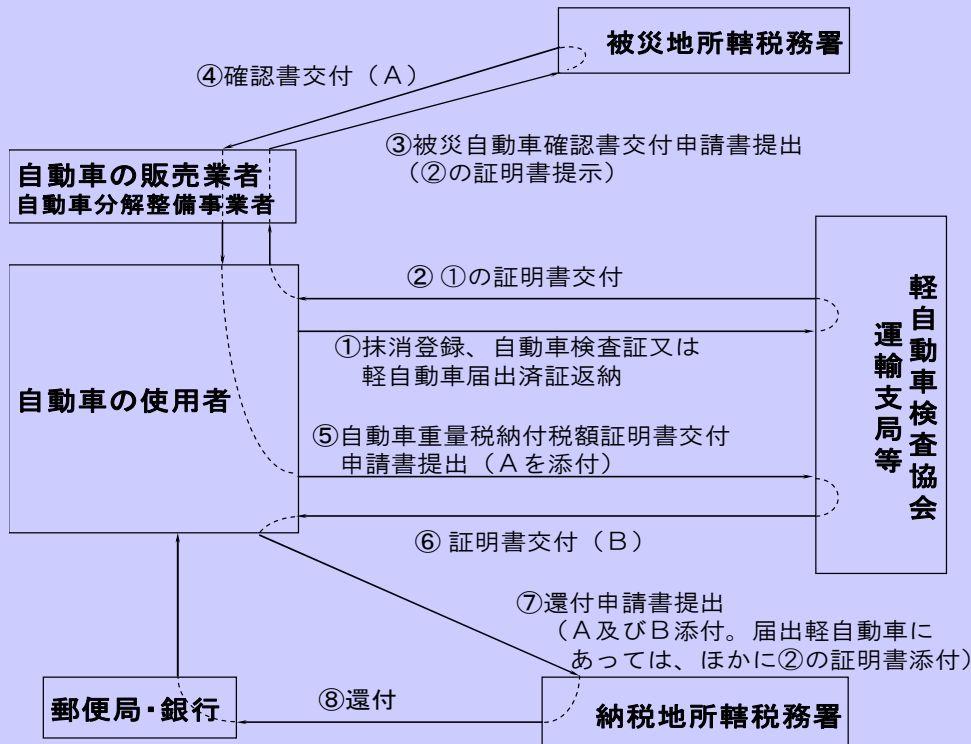
自動車の販売業者・分解整備業者の方は、災害のやんだ日から1ヶ月以内に、「被災自動車確認書交付申請書」を被災地の税務署長に提出し、「被災自動車確認書」（A）の交付を受けてください。その際には自動車検査証の返納届出が済んでいることを証明する書類（廃車証明書）の提示が必要となります。

被災自動車の使用者の方は、被災自動車確認書の交付を受けた日から1ヶ月以内に、「自動車重量税納付税額証明書交付申請書」を車検証の交付を受けた運輸支局等に提出し、「自動車重量税納付税額証明書」（B）の交付を受けてください。その際には上記のAの写しを添付してください。

被災自動車の使用者の方は、災害のやんだ日から4ヶ月以内に、「被災自動車に係る自動車重量税還付申請書」と、上記A、Bを住所地等の所轄税務署長に提出してください。

※なお、還付申請手続や還付金受領の権限を自動車の販売業者など他の者に委任する場合には、「委任状」及び「委任者の印鑑証明書」各一部の提出が必要となります。

(注)東日本大震災により被災した自動車については、「被災自動車確認書交付申請書」、「自動車重量税納付税額証明書交付申請書」及び「被災自動車に係る自動車重量税還付申請書」を随時受け付けています。詳しくは税務署にご相談ください。



(参考) 自動車重量税・税額一覧表 (抄)

車種	車検期間	車検	本則税率	次世代車以外		18年超経年車		備考	
				自家用	営業用	自家用	営業用		
乗用自動車	3年	車両重量 0.5tごと	7,500	15,000	—	—	—	人の運送の用に供するもの 定員10人以下のもの	
	2年	〃	5,000	10,000	—	12,600	—		
	1年	〃	2,500	5,000	2,700	6,300	2,800		
バス	1年	車両総重量 1tごと	2,500	5,000	2,700	6,300	2,800	人の運送の用に供するもので乗車定員11人以上のもの	
トラック	2年	車両総重量 2.5t超	5,000	10,000	5,400	—	—	貨物の運送の用に供するもの	
	1年	〃	2,500	5,000	2,700	6,300	2,800		
	2年	車両総重量 2.5t以下	5,000	7,600	5,400	—	—		
	1年	〃	2,500	3,800	2,700	4,400	2,800		
特種車	2年	〃	5,000	10,000	5,400	12,600	5,600	広告宣伝用自動車、クレーン車等特種の用途に供する自動車で最大積載量のないもの タンクローリ、コンクリートミキサー等特種の用途に供するもので最大積載量のあるもの	
	1年	〃	2,500	5,000	2,700	6,300	2,800		
小型二輪	3年	定額	4,500	6,600	4,800	—	—	250cc超のオートバイ	
	2年	〃	3,000	4,400	3,200	5,000	3,400		
	1年	〃	1,500	2,200	1,600	2,500	1,700		
検査対象軽自動車	3年	〃	7,500	11,400	—	—	—	自家用の軽乗用車(660cc以下)で新車新規車検を受けるもの 軽自動車のうち二輪車並びにカタピラ又はそりを有するもの以外のもの	
	2年	〃	5,000	7,600	5,400	8,800	5,600		
	1年	〃	2,500	3,800	2,700	4,400	2,800		
届出軽自動車	二輪車	—	〃	4,000	5,500	4,300	—	—	125cc超 250cc以下のオートバイ
	その他	—	〃	7,500	11,300	8,100	—	—	雪上スクーター等

※ 次世代自動車(電気自動車、一定の天然ガス自動車、一定のハイブリッド自動車)については、本則税率が適用されます。

※ ただし、現在、以下のエコカー減税が適用されています。

○エコカー減税

以下の自動車について、新規・継続車検等(平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に最初に受ける車検に限る)を受ける場合、エコカー減税の適用があります。

- 免税 次世代自動車(電気自動車、一定の天然ガス自動車、一定のハイブリッド自動車など)
- 75%軽減 ☆☆☆☆車 かつ 燃費基準+25%達成 など
- 50%軽減 ☆☆☆☆車 かつ 燃費基準+15%達成 など

○東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車の代わりに自動車を取得した場合で、以下の要件を満たす場合には、自動車取得税が非課税となります。

・都道府県（代替自動車の定置場所在の都道府県）の窓口（税事務所）に申請してください。

《要件》

- ①東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車の所有者であった方
自動車ローンを完済する前で所有者がローン会社となっている場合には、所有者でなく、「東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車の使用者であった者」が対象となります。
- ②平成23年3月11日から26年3月31日の間に自動車を新たに取得（ローンによる取得を含む）し、その自動車について、都道府県知事から「代替自動車」の認定を受ける

(注1)この制度が適用できるのは、1人(1社)の所有者が所有していた「東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車」の数までです。

(例：1人の所有者が3台被災し4台買った場合、3台目までしか非課税となりません。)

(注2)所有者の方がお亡くなりになっている場合には、その所有者の相続人が非課税の対象となります。

(注3)所有者が消滅した法人である場合には、当該法人の合併法人、分割承継法人が非課税の対象となります。

＜必要書類＞

- 自動車取得税の非課税申請書（様式4）
※氏名、住所、買い換えた自動車のナンバー等を記載します。
- 抹消登録の済んでいる東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車の登録事項等証明書（軽自動車の場合は検査記録事項等証明書）
※運輸支局等において申請し、交付を受けてください。
※東日本大震災により被災したことを意味する「被災車両」という記載がなされていることをご確認下さい。
- [抹消登録の済んでいる東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車の登録事項等証明書が入手できない場合には]
東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車についての罹災（りさい）証明書（被災場所所在の又はその自動車の主たる定置場所在の都道府県知事又は市町村長から受領）
※罹災（りさい）証明書の取扱いについては自治体ごとに異なります。事前にご確認下さい。
- (東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車の所有者（個人）の方がお亡くなりになっている場合)
戸籍謄本
- (東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車の所有者が消滅した法人である場合)
登記事項証明書
- (代理申請をする場合)
代理申請に係る委任状

23年3月11日から現在までに既に代替自動車を取得された方

⇒ 納付した自動車取得税が還付されます。

・都道府県税事務所にお問合せ下さい。

代替自動車の自動車税・軽自動車税非課税

(自動車税について)

- 東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車の代わりの自動車を取得した場合、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税が非課税となります。

※代替自動車に係る自動車取得税の非課税の手続きを行っていただければ、特に追加の手続きは必要ありません。

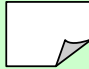


(軽自動車税について)

軽自動車(三輪以上)を取得した方

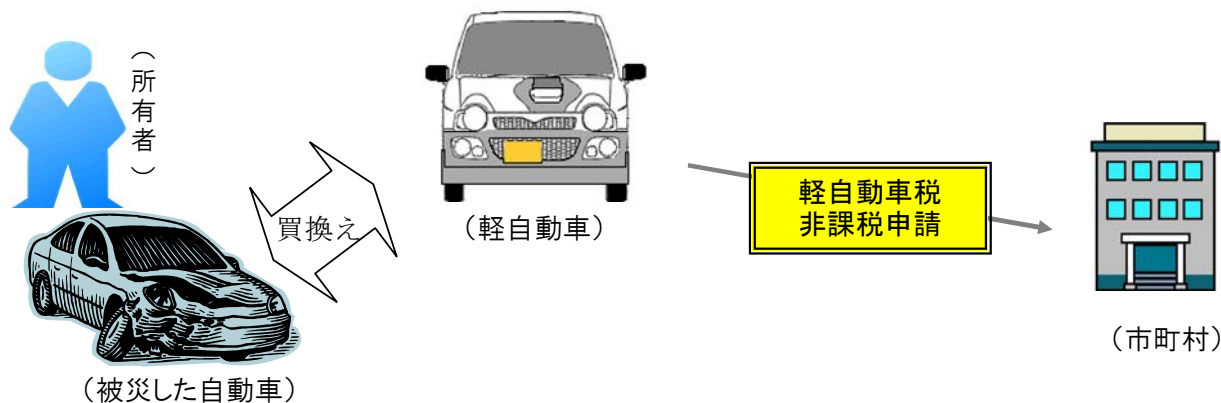
- 東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車・軽自動車の代わりに軽自動車を取得した場合、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税が非課税となります。

※代替取得した軽自動車の主たる定置場の所在する市町村に申請してください。
詳しくは市町村にお問い合わせください。

<必要書類>

- 軽自動車税の非課税申請書(様式5) 
- 自動車取得税が非課税となったことを都道府県知事が証する書類 
- (代理申請をする場合)
代理申請に係る委任状 

(参考)代替自動車の軽自動車税非課税



買換えの場合の自動車重量税免税

(参考)24・25ページ
運輸支局等一覧
軽自動車検査協会一覧

○被災自動車を買換える場合で、以下の要件を満たす場合には、自動車重量税の免除を受けることができます。

・運輸支局等の窓口に必要な書類を提出してください。

《要件》

①抹消登録の済んでいる、被災自動車の使用者であった方

被災した自動車の所有者と使用者が異なる場合には、被災自動車として抹消登録されているか、所有者に確認する必要があります。例えば、自動車ローンを完済する前には、所有者はローン会社となっている場合があります。

②自動車(二輪車を除く)を新たに取得(ローンによる取得を含む)

③平成23年3月11日から26年4月30日の間に最初に受ける車検

(注1)この制度が適用できるのは、1人(1社)の使用者が使用していた「被災自動車」の数までです。(例:1人の使用者が3台被災し4台買った場合、3台目までしか免税されません。)

(注2)使用者の方がお亡くなりになっている場合には、被災自動車の使用者と生計を一にしていた相続人が免除を受けることができます。

(注3)使用者が消滅した法人である場合には、当該法人の合併法人、分割承継法人が免除を受けることができます。

＜必要書類＞

□ 被災自動車の買換えに係る自動車重量税免税届出書(様式6)

(車検証上の使用者の方がお亡くなりになっている場合)

(□) ①戸籍謄本 ②住民票

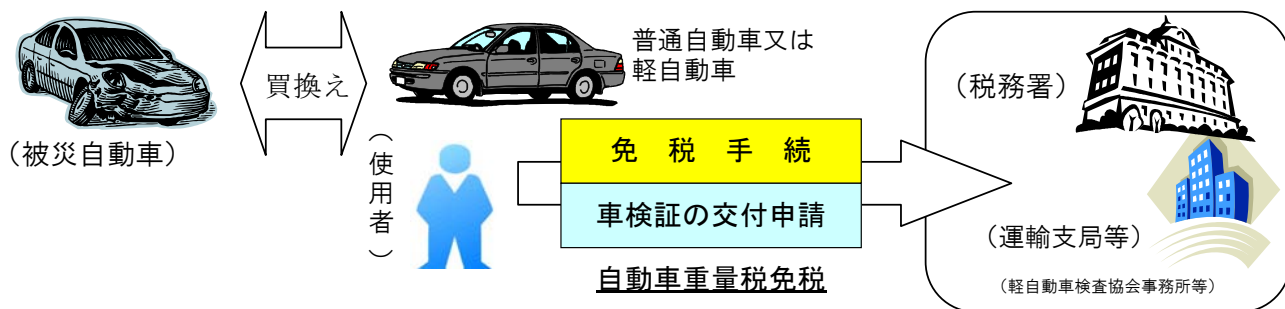
※法人の場合で消滅した法人使用者の合併法人、分割承継法人は、その旨を証する書類

別居されていた場合は、生計を一にしていたことを確認するため、原則として生活費・学資金・療養費などの送金が行われていたことを証明する書類等(通帳の写しなど)の提出が必要です。

(□) (代理申請をする場合)
代理申請に係る委任状

(参考)自動車重量税の買換免税とは

地域の生活必需品である自動車の買換えを支援する観点から、被災自動車の使用者が自動車を買換え、車検を受ける際(新車や車検切れ中古車の新規車検、中古車の継続車検で、23年3月11日から26年4月30日までの間に最初に受けるものに限る。)の自動車重量税が免税となります。



※3月11日から現在までに既に買換え自動車の自動車重量税を納付された方は還付されます。

被災代替自動車の特別償却制度（法人税及び所得税）

○法人又は事業者の方で、事業用に被災した自動車の代替自動車を取得した場合、特別償却を行うことができます。

《要件》

- ①法人又は個人事業者
- ②事業に用いた自動車が東日本大震災により被災し、抹消登録がされている
- ③その代替として事業に用いる自動車^(*)を取得（平成28年3月31日までに取得）

⇒ 取得した年度において、通常の減価償却に加え、特別償却ができます。

(*)被災車両の用途と同一の用途であること（自家用自動車（白ナンバー、黄ナンバー）、営業用自動車（緑ナンバー、黒ナンバー）の別が変更されないこと）が必要です。

※特別償却の償却率

取得者	取得等の時期	
	H23. 3. 11～H26. 3. 31	H26. 4. 1～H28. 3. 31
大法人等	30%	20%
中小法人等	36%	24%

（注）個人の事業者の方についても同様です。

雑損控除（所得税・個人住民税）

○個人が、東日本大震災により、日常生活で使用する自家用車について損失が生じた場合には、雑損控除の適用を受けることができます。



（被災した自家用車）

雑損控除の適用

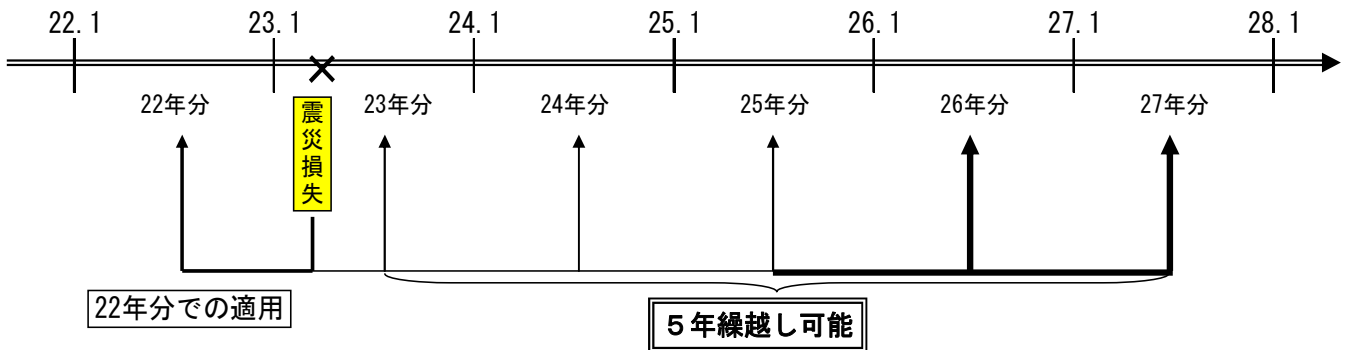
次のいずれか多い金額を控除可能

- ① 損失額－所得金額の1/10
 - ② 損失額のうち災害関連支出の金額－5万円
- なお、その年分で控除しきれない場合は、翌年以後に繰越し可能（雑損失の繰越し控除）

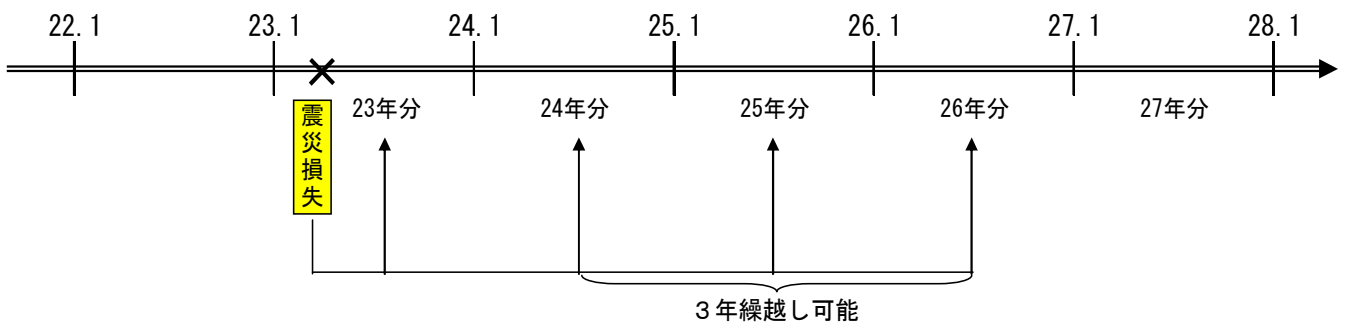
○東日本大震災による損失については、次の特例措置が講じられています。

- ・ 雑損控除を22年分所得で適用することができます。
- ・ その年分で控除しきれない損失額（雑損失）は、5年間（現行：3年間）にわたって繰り越すことができます。

【雑損控除の特例措置】



【現行】



※個人住民税についても所得税と同様の措置が講じられます。

被災事業用資産の損失の特例（所得税・個人住民税等）

○東日本大震災による事業用資産の損失（被災事業用資産の損失）については、

- ・22年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。
- ・その年分で引き切れなかった損失（純損失）については、5年間（現行：3年間）にわたって繰り越すことができます。
- ・事業用資産につき、1割以上の被害を受けた場合は、その他の損失による純損失も含めて、現行3年の繰越控除期間は5年とされます。



（被災した事業用の自動車）

被災事業用資産の損失の特例の適用

※個人住民税及び個人事業税についても所得税と同様の措置が講じられます。

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付（法人税）

○法人の欠損金額のうち、東日本大震災により棚卸資産や固定資産（自動車を含みます。）に生じた損失については、確定申告又は仮決算の中間申告の際に、2年間まで遡って繰戻還付を受けることができます。

（注1）

- ・確定申告については、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度
- ・中間申告については、平成23年3月11日から9月10日までの間に終了する中間期間が対象です。

（注2）

- ・繰り戻しきれなかった損失を含め、欠損金については現行制度下において7年間にわたって繰り越すことができます。

自賠責保険以外の任意の自動車保険保険料の返還

○震災により自動車が消滅、又は使用不能となり自動車保険を解約した場合には、自動車保険の保険料が返還されます。

※詳細については、保険会社へお問合せください。

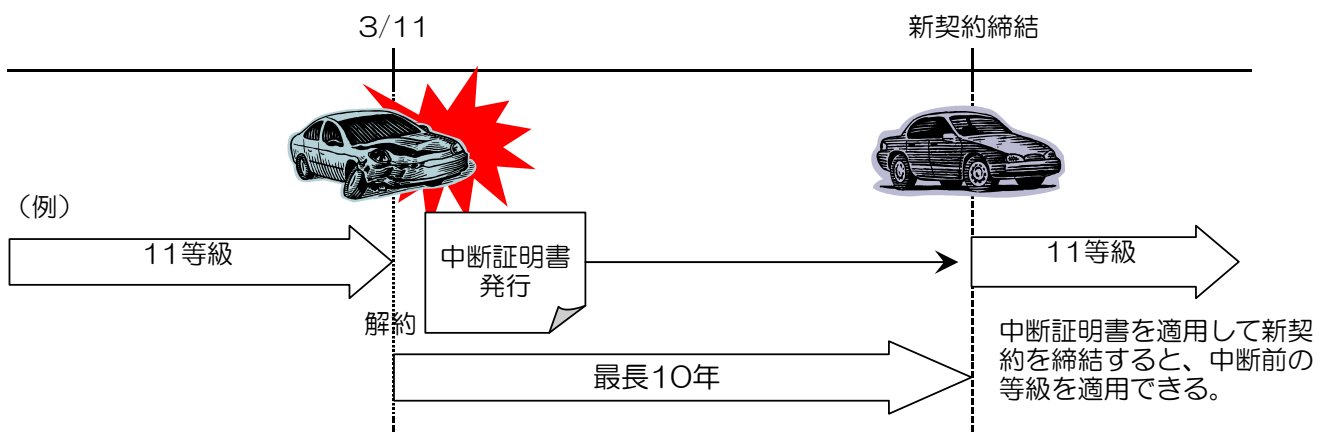
(1) 自動車保険の解約について

東日本大震災により自動車が消滅、または使用不能となった契約者については、自動車保険を解約する際、災害発生日から満期までの保険料について返還されます。

(2) 自動車保険の等級の取扱いについて

東日本大震災により自動車が消滅、又は使用不能となり解約する際には、「中断」の取組を取ることで、新たに自動車保険を契約する際に、それまでの等級を継承することができます(最長10年)。

※「中断」の取組を取ると「中断証明書」が発行されます。



(参考) 継続契約手続・保険料払込みの猶予について

損害保険各社では、自賠責保険及び自動車保険の継続契約手続及び保険料の払込みの猶予について、以下の対応を行うこととしています。

	継続契約の締結手続猶予	保険料の払込猶予
自賠責保険	車検の有効期間の伸長に合わせて 2ヶ月 (最長2011年5月11日まで)	2011年9月末日まで
自動車保険	最長2011年9月末日まで	2011年9月末日まで